

大阪市告示第654号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、大阪市立こども文化センターの使用料の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年5月11日

大阪市長 横山英幸

1 指定公金事務取扱者

(1) 名称 大阪市男女共同参画推進事業体

代表者 一般財団法人大阪男女いきいき財団 理事長 京極 務

(2) 住所又は事務所の所在地

大阪市天王寺区上汐5丁目6番25号

2 指定日

令和6年12月18日

3 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 委託日

令和8年4月1日

(こども青少年局企画部青少年課)